

レンナン て タイムス vol.38 2014/10/16発行

IITATE TIMES

TEL024-561-2230 IPTEL050-3643-9738 FAX024-561-2231 e-mail: iitate@coral.ocn.ne.jp

発行/編集 飯舘村商工会臨時事務所 〒960-1301 福島市飯野町字小平5-1番地

〇飯舘村商工会「会員交流事業」参加のご案内

10月10日付けでご案内しました、標記会員交流事業について、下記の内容で実施いたします。 「ボウリング大会」「講話会」「交流会」と3部構成で行いますので、是非ご参加下さい。尚、 1事業所から2名までの参加が可能です。

開催日時 平成26年11月22日(土)~23日(日)1泊2日

開催日程 14:45 集合

15:00~ 「ボウリング大会」

☆からしまボウルふくしま 福島市本内南街15

TEL024-553-2121

****場所を移動します****

17:00~ 「講話会」(30分~1時間程度)

※講話会の内容については現在、検討中です。

19:00~ 「交流会」

☆飯坂ホテル聚楽 福島市飯坂町西滝の町27

TEL024-542-2201

参加費 1人 5,000円

※当日徴収致します。つり銭のないようお願い致します。

出欠報告 10月24日(金)正午までにご報告をお願い致します。

〇「商業部会・製造部会・建設部会合同視察研修」参加のご案内

3部会合同視察研修について、下記の内容で実施いたします。1事業所から2名までの参加が 可能です。是非ご参加下さい。

程 平成26年11月29日(土)~30日(日)1泊2日

視察先 スカイツリー・川越

11/29(土) 東京スカイツリー、浅草寺

屋形船(夕食)

11/30(日)築地場外市場、川越大師喜多院(参拝)

小江戸川越(町並み散策)

負担金 1人 38,000円

※納入方法については、参加者へ後日ご連絡いたします。

参加申込 10月30日(木)正午までにご報告をお願い致します。



〇事務局からのお知らせ

平成26年10月1日より、青年部担当が佐藤僚に、女性部担当が佐藤英里に変更になりました ので、よろしくお願い致します。

〇福島県最低賃金の改正について

福島県最低賃金は平成26年10月4日から、時間額675円が14円引き上げられ689円となります。最低賃金制は、「最低賃金法」に基づき、国が賃金額の最低限度を定め、使用者は、この限度額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを目的とした制度です。最低賃金は、原則として、事業場で働く常用、臨時、パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。詳細は同封いたしました、福島県最低賃金についてのチラシをご確認下さい。

〇「除染業務講習会(業務従事者・指揮者セットコース)」のご案内

県内の除染作業に従事する方を対象に、業務従事者・指揮者講習会をセットで実施します。

■日程・開場

開催日	申込期限	会場	定員
平成26年12月16日(火)~17日(水)	12月9日(火)	パルセいいざか(福島市)	
平成27年 1月20日(火)~21日(水)	1月13日(火)	人材育成センター(白河市)	各会場
平成27年 1月27日(火)~28日(水)	1月20日(火)	男女共生センター(二本松市)	70名
平成27年 2月 5日(木)~ 6日(金)	1月29日(木)	郡山市労働福祉会館(郡山市)	
平成27年 2月17日(火)~18日(水)	2月10日(火)	道の駅南相馬(南相馬市)	

※各会場とも、駐車台数には限りがありますのでお乗合せのうえご来場下さい。

■カリキュラム

日程	時間	内容	
1日目	9:20~17:00 9:00受付	【除染等業務特別教育】 (講義)・電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理方法 ・除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱い方法 ・除染等作業の方法 ・関係法令 (実技)・除染など作業の方法及び使用する機械等の取扱い	
2日目	9:20~17:00 9:00受付	【除染等業務作業指揮者教育】 (講義)・作業方法の決定、除染等業務従事者の配置 ・除染等業務従事者に対する指揮の方法 ・異常時における措置	

- ※お申込みから3日以内(土日・祝日は除く)に福島広域雇用促進支援協議会事務局より確認の電話があります。
- ※受講の際、ご本人様確認がございますので、身分証明書を必ずお持ち下さい。
- ※修了証は全カリキュラム修了者に交付します。
- ※土壌等の除染、除去土壌・汚染廃棄物の収集等の作業及び機械の取扱いの実技、特定汚染土壌等取 扱作業の実技は、各事業場において、それぞれ別途に行って下さい。

■受講資格

- ※県内の除染作業に従事を希望される方・作業指揮者講習の受講を必要とされる方。
- ※お申込時点で、満18歳の年齢に達している方。
- ※暴力団関連企業等に所属していない方。

■申込方法

受講申込書は、商工会にございますのでご連絡下さい。



〇社会保険事務講習会のお知らせ

この事務講習会は、健康保険と厚生年金保険の事務に関して、間違いやすい内容や、ぜひマ スターしてほしい大切な内容等、下記の「各講座の主な内容」に記載したポイントに重点を置 きながら、3つの講座で総合的に健康保険と年金について研修します。

今後の事務手続きや、従業員の方々からのご照会やご指導されるときに役立つことと思いま すので、是非ご参加ください。

(30分)

〈内容〉 講座1 社会保険の適用 (60分)

講座2 健康保険の給付 (40分)

講座3 年金給付

参加無料

		(00/3/	
開催地	開催日	会場	定員
福島市 A	10月23日(木)	福島県文化センター	379 名
	9:30~12:00	小ホール	
福島市 B	10月23日(木)	福島県文化センター	379 名
	13:30~16:00	小ホール	3/8 1
郡山市	10月22日(水)	ビックパレットふくしま	500 名
	13:30~16:00	レックハレットふくしょ	300 /
いわき市	11月20日(木)	保健福祉センター	180 名
Α	9:30~12:00	不健惟性ピンダー	100 🗖
いわき市	11月26日(水)	保健福祉センター	180 名
В	9:30~12:00	不健惟性ピンダー	100 🗖
南相馬市	10月28日(火)	原町生涯学習センター	250 名
	13:30~16:00	原町 工涯子目 ピングー	200 在
白河市	10月24日(金)	白河市産業プラザ・	100 名
	13:30~16:00	人材育成センター	100 1

- ※出席者は原則として1事業所2名までです。 ※参加申込書は商工会にございます。
- ※申込締切りは各会場とも開催日の3日前までです。(先着順に受付し定員になり次第、締切りとな ります)

〇中小企業復旧・復興支援事業のお知らせ

受付期間 平成26年11月4日(火)から平成26年12月15日(月)

〈空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業〉

- ◆対象者 原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に工場・店舗等があった中小企業者等 ※区域の見直しがあった地域も対象となります。
- ◆補助対象経費
 - ①空き工場・空き店舗等の借り上げ費用(必須) ②空き工場・店舗等の改装費用
 - ③被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用 ④代替設備の借り上げ費用
- ◆補助率 避難指示区域等、津波(移転待ちかつ全壊) 補助対象経費の3/4以内
- ◆補助金額 25万円以上500万円(製造業者の場合、50万円以上2,500万円)まで
- 〈工場・店舗等再生支援事業〉
 - ◆対象者 原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に自ら所有する工場・店舗等があり、使用でき ない中小企業者等 ※区域の見直しがあった地域も対象となります。
 - ◆補助対象経費
 - ①工場・店舗等の建て替え費用(土地購入・造成費用を除く)
 - ②空き工場・店舗等の購入費用(土地購入・造成費用を除く)
 - ③被災した工場・店舗・設備等の修繕費用 ④被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用
 - ⑤代替設備の取得費用
- ※45のみの申請は対象外
 - ◆補助率 補助対象経費の1/3以内
- ◆補助金額 50万円以上500万円(製造業者の場合、100万円以上3,000万円)まで

〇機械設備類貸与制度のご案内

貸与制度とは、県内中小企業者の皆様が、積極的に設備投資が出来るよう産業振興センターが独自に実施している公的制度です。

また、被災事業者様を対象に、平成27年3月31日まで損料・償還期間の特別措置を実施しています。(市町村発行の罹災証明書等の写しの提出が必要)

• פאיע			
	割賦制度	リース制度	
• 対象者	中小企業者または組合	・対象者 従業員50人以下の事業者	
• 限度額	1億円	• 限度額 8,000万円	
•期 間	7年以内(5,000万円超は10年以内)	期 間 7年以内	
	※被災事業者は額面問わず10年以内	・月額リース料率 3年 2.990%	
	ただし法定耐用年数以内	4年 2.296%	
• 損料率	年1. 90%~2. 50%	5年 1.868%	
	(5段階、固定金利)	6年 1.592%	
	<u>※被災事業者は1.50%</u>	7年 1.390%	
• 保証金	設備価額の10%		

- ※本制度は反社会的勢力(暴力団等)に該当する方は利用できません。
- ※対象設備、保証人、担保、支払方法等の詳細は、同封致しましたパンフレットをご覧ください。
- ※ご不明な点は商工会までお問い合わせ下さい。

〇福島県専門家活用経営支援事業のご案内

福島県専門家活用経営支援事業は、中小企業や創業者の皆様が抱える経営課題の解決を支援するため、様々な課題に対応する専門家を適切に選定し、現場に直接お伺いしてアドバイス致します。また、経営改善、新事業分野進出、創業計画、経営計画・戦略見直し、事業継承、商品開発、品質管理、生産管理、工程改善、ホームページ改善、インターネット販売、ブランド構築、接客サービス向上等、様々な分野で実績を有する100名以上の専門家を登録しています。

◆経営強化・復興枠

指定された区域に該当する中小企業の皆様がご利用できます。

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響、並びに中小企業金融円滑化法の終了により経営課題を抱える、中小企業者等に対して、専門家を派遣し解決を図ります。(企業の費用負担:無料) ※詳細は同封致しました、福島県専門家活用経営支援事業チラシをご確認ください。

※お申込み、ご不明な点は商工会までお問い合わせ下さい。

こんな課題を解決します!

新事業分野進出 金属加工業が作る地ビール 趣味から始める蕎麦屋

ホームページ改善 高齢者をターゲットにした WEB戦略

商品開発

経営者や店舗の雰囲気に合った ロゴマークの作成

接客サービス向上

お店の顔づくりからの基本接客術取引先との関係を深める接客術